

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月26日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第18号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 財団法人佐賀県教育文化振興財団（平成10年11月24日に財団法人佐賀県教育文化振興財団という名称で設立された法人をいう。） <u>財団法人佐賀県国際交流協会（平成2年2月7日に財団法人佐賀県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（平成6年12月5日に財団法人佐賀県女性と生涯学習財団という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人佐賀県青年農業者育成センター（平成7年8月29日に財団法人佐賀県青年農業者育成センターという名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人佐賀県総合保健協会（昭和58年3月31日に財団法人佐賀県総合保健協会という名称で設立された法人をいう。）</u> 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 財団法人佐賀県長寿社会振興財団（平成3年	条例第2条第1項第1号に掲げる団体 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 財団法人佐賀県教育文化振興財団（平成10年11月24日に財団法人佐賀県教育文化振興財団という名称で設立された法人をいう。） <u>公益財団法人佐賀県国際交流協会</u>  <u>公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団</u>    <u>公益財団法人佐賀県総合保健協会</u>   公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 財団法人佐賀県長寿社会振興財団（平成3年	

	3月1日に財団法人佐賀県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。) <u>財団法人佐賀県土木建築技術協会</u> (昭和57年11月1日に財団法人佐賀県土木建築技術協会という名称で設立された法人をいう。) 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団		3月1日に財団法人佐賀県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。) <u>公益財団法人佐賀県建設技術支援機構</u>  公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 <u>公益財団法人佐賀県体育協会</u>
条例第2条第1項第2号に掲げる団体	<u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館</u>	条例第2条第1項第2号に掲げる団体	<u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</u>
略		略	
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	財団法人佐賀県教育職員互助会 (昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。) <u>財団法人佐賀県体育協会</u> (昭和47年4月1日に財団法人佐賀県体育協会という名称で設立された法人をいう。) 社団法人佐賀県観光連盟 (平成4年9月21日に社団法人佐賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。) 社団法人佐賀県計量協会 (平成5年4月1日に社団法人佐賀県計量協会という名称で設立された法人をいう。)	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	財団法人佐賀県教育職員互助会 (昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。)  社団法人佐賀県観光連盟 (平成4年9月21日に社団法人佐賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。) 社団法人佐賀県計量協会 (平成5年4月1日に社団法人佐賀県計量協会という名称で設立された法人をいう。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の条例第2条第1項第2号に掲げる団体の項の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。